

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきましては、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。「令和8年度 市民税・県民税申告書」をお送りいたしますので、この手引きを参考にして、**3月16日(月)まで**にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。
なお、この申告書は前年度の申告状況等に基づいてお送りしております。

■市民税・県民税申告が必要な方

令和8年1月1日現在、取得市に住所がある方。税務署への所得税の確定申告が不要でも、医療費控除や源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合には、市民税・県民税申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告の必要はありません。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出した方、又は提出予定の方
- ②給与所得のみで年末調整が済んでいて、勤務先から取得市へ給与支払報告書の提出がある方
(給与支払報告書の提出が不明な方は、勤務先へお問い合わせください。)
- ③収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票の記載内容に変更がなく、他に控除の追加がない方
- ④同一世帯の方の申告書・給与支払報告書等に、配偶者又は扶養親族として記載されている方

※昨年中、収入がなかった場合や、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの方、市外に住所がある方の扶養親族となっている方等も、税に関する証明書の発行や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、他の行政サービスの利用の際に必要となりますので、申告をお願いします。

■市民税・県民税申告に必要な書類など

令和7年1月1日から12月31日までの収入、所得や控除が対象となります。

1. 市民税・県民税申告書用紙
2. 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）、報酬等の支払調書など収入のわかるもの
3. 事業（営業等・農業）所得又は不動産所得がある方は、収支内訳書及び収入と経費を項目ごとにまとめた帳簿など
※必ず事前に集計しておいてください。
4. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済額通知書、社会保険料（国民年金保険料等）控除証明書など
5. 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
6. 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は「セルフメディケーション税制の明細書」 ※必ず事前に作成しておいてください。
7. 障害者控除を受ける方は、障害者手帳又は障害者控除対象者認定書など
8. 日本国外に居住する親族を扶養する方は、親族関係書類及び送金関係書類（年末調整等で提出済みの場合は除きます。）

■個人番号を記載した申告書の提出時の本人確認について

申告書には「**個人番号の記載**」が必要です。個人番号を記載した申告書の提出の際は、市で「**本人確認（番号確認と身元確認）**」を行いますので、以下の書類をご用意ください。郵送での提出や各申告会場で収受箱へ投函される場合は、写しを同封してください（但し、委任状は原本）。

本人が申告書を提出する場合

1か2のいずれかをご用意ください。

1. **個人番号カード** ※1枚で本人確認（番号確認と身元確認）ができます。
2. 個人番号がわかるもの + **身元確認書類**（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）

代理人が申告書を提出する場合

代理権の確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類を以下の組み合わせでのご用意ください。

1. 代理権の確認書類（いずれか1点）
【任意代理人】委任状、【法定代理人】戸籍謄本その他その資格を証明する書類、
上記が困難な場合は市から送付された印字済み市民税・県民税申告書用紙 など
2. 代理人の身元確認書類
運転免許証など顔写真付身分証明書は1点、公的医療保険の被保険者証など顔写真付でないものは2点
3. 本人の番号確認書類（写し可、いずれか1点）
本人の個人番号カード、通知カード など

■市民税・県民税申告書の提出先・お問い合わせ先

提出方法 郵送又は各申告会場に来場

＜郵送による提出＞ ※提出する書類は、申告書には貼らずに同封してください。

申告書に必要な事項を記入し、申告に必要な書類及び各種控除に必要な書類を同封し郵送してください。

申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（あて名を記入し、110円分の切手を貼ったもの）を同封してください。

なお、控えはお送りいただいた申告書に受付印を押した写しとなります。

＜来場による提出＞ ※1月29日(木)から実施する申告受付会場でも提出できます。

詳細は、別紙「市民税・県民税申告及び所得税の確定申告受付会場・日程」をご覧ください。

提出期限：**令和8年3月16日(月)**

【注意】①添付書類が同封されていなかったり、記入内容に不備があると所得控除が適用できない場合があります。

②添付書類は原則としてお返ししていません。

③郵送による提出や各申告会場の収受箱へ投函される際の本人確認書類で、個人番号カード等の原本は絶対に同封しないでください（委任状の原本提出）。

お問い合わせ先 郵送先

取得市役所 課税課 市民税係 〒302-8585 取得市寺田5139 電話：0297-74-2141(内線：1243～1246)
【確定申告（所得税）のお問い合わせ】 竜ヶ崎税務署 電話：0297-66-1303(代表) 自動音声で応答